

## 定期監査等における指摘事項の改善措置状況報告書

課名等 施設管理課(中央)

監査実施期日： 令和4年6月16日

監査結果報告： 令和4年7月13日

1 / 3枚目

指摘事項	改善措置状況	備考
<p>1 全体</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>誤字脱字や記載漏れ, 押印・收受印漏れ等のうち, 軽微な誤りについてはふせんを付けたので確認して補完, 訂正されたい。</li> </ul> <p>2 物品購入関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>物品購入関係において, 契約締結時に提出される消費税に関する届出書が提出されていないものが複数あった。消費税に関する届出書は契約の相手方が課税事業者か免税事業者かを確認するための書類であるため, 以後, 適正に事務処理されたい。(ガス冷却室噴霧ノズルチップ購入(R3・中央クリーン), 四分析計消耗部品購入(R3・中央クリーン), 空調設備点検業務(R3・中央クリーン), 小動物焼却炉点検業務(R3・中央クリーン), 公害測定機器酸素濃度計点検業務(R3・中央クリーン), 外灯更新修繕(R3・大日向)ほか)。また, 契約締結後に提出されているものがあつた。(ごみ質熱灼減量検査業務(R3・中央クリーン))</li> </ul> <p>3 業務委託契約</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>業務委託契約において, 着手届及び業務工程表, 管理技術者等通知書の提出期限が遵守されていないものや收受日誤り, 提出日誤りが複数見られた。受注者から誤った日付で提出された場合は, 再提出の依頼をし, 適正に事務処理されたい。(公害測定機器HCL計点検業務, 公害測定機器酸素濃度計点検業務, 公害測定機器煤塵計点検整備(R3・中央クリーン), 水質等検査業務(R3・最終処理・大日向))また, 請書を徴収している業務において, 仕様書で提出を求めている着手届及び工程表, 管理技術者等通知書が提出されていないものが複数あつた。(上水受水槽清掃業務(R3・中央クリーン外), 小動物焼却炉点検業務(R3・中央クリーン), 施設清掃業務(R3・中央クリーン))</li> </ul>	<p>補完, 訂正いたしました。</p> <p>以後, 適正な事務処理をするよう職員に周知いたしました。</p> <p>以後, 適正な事務処理をするよう職員に周知いたしました。</p>	

※ 改善措置状況は, 指摘後早期に改善措置を講じ報告すること。

## 定期監査等における指摘事項の改善措置状況報告書

課名等 施設管理課(中央)

監査実施期日： 令和4年6月16日

監査結果報告： 令和4年7月13日

2 / 3枚目

指摘事項	改善措置状況	備考
<p>4 修繕・工事関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 機器整備工事 (R3・中央クリーン) の完成検査復命書において、検査の内容欄の記載が不明瞭であった。工事等検査執行要領第3条第5項第12号の機械設備工事の検査要領に基づき、具体的な検査内容を記載すること。具体的な検査項目の例としては、①組立てや据付状態の確認、②使用部材の品質確認・性能試験、③製作物については、寸法、曲がり、ゆがみなどの確認、④試運転により性能や作動に問題がないかを確認するなど、提出書類による検査や実地による検査の内容を具体的に報告すること。(1号減温塔スクレパー電動機交換修繕 (R3・中央クリーン)、ガンマ線スペクトロメーター点検修繕 (R3・大日向) ほか)</li> <li>・ 「着手届及び工事工程表」及び「現場代理人等通知書」において、①提出期限を遵守していないものが複数見受けられた。事務処理の時系列を整理すると、着手届及び工事工程表は契約締結後10日以内に発注者へ提出となるが、現場代理人等通知書は着手日前までに着手届及び工事工程表と併せて提出となる。工期の始期が着手日となる場合は、両書類とも契約締結日と同日で提出が必要となる。(脱水設備緊急修繕 (R3・最終処理)、ガンマ線スペクトロメーター点検修繕 (R4・大日向) など) また、着手日が契約締結日と同日になっているものもあったので、受注者から誤った日付で提出された場合は、再提出の依頼をし、適正に事務処理されたい。(1号減温塔スクレパー電動機交換修繕 (R3・中央クリーン) は契約締結日8/30, 工期8/31～11/30, 着手日8/30, トラックスケール点検整備修繕 (R3・大日向) は契約締結日2/3, 工期2/4～3/18, 着手日2/3 など)</li> <li>・ 着手届及び工事工程表、現場代理人等通知書が提出されていないものがあった。工事請負契約書第3条(着手届等)及び第11条(現場代理人及び主任技術者等)において提出が義務付けられているため、以後、適正に事務処理されたい。(外灯更新修繕 (R3・大日向))</li> </ul>	<p>以後、具体的な検査内容を記載するよう、職員に周知いたしました。</p> <p>提出書類の日付確認等を徹底し、提出期限の遵守及び再提出を依頼するなど適正な事務処理をするよう職員に周知いたしました。</p> <p>以後、適正な事務処理をするよう、職員に周知いたしました。</p>	

※ 改善措置状況は、指摘後早期に改善措置を講じ報告すること。

定期監査等における指摘事項の改善措置状況報告書

課名等 施設管理課(中央)

監査実施期日: 令和4年6月16日

監査結果報告: 令和4年7月13日

3 / 3枚目

指摘事項	改善措置状況	備考
<p>5 現金出納簿</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ じんかい処理手数料において、収納後10日以上経過してから入金しているものが散見されており、公金管理の適正性を欠いている。会計事務規則第24条第2項ただし書きに基づき、収納した日から7日以内に処理されたい。特に5月の連休に係る手数料については、連休明けの平日に速やかに処理すること。(小動物処理料も同じ)</li> </ul> <p>6 処理手数料・実績関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 処理手数料・実績関係において、ごみ処理手数料(後納分)について、一般廃棄物処理手数料後納要綱第8条の規定に基づき、納入通知書に納期限を記載しているが、納入期限後に納付しているものが複数見受けられたので、業者指導に当たられたい。(R3・中央クリーン)</li> </ul>	<p>会計事務規則を遵守し、速やかに入金するよう職員に周知いたしました。</p> <p>業務課と相談し、納入期限を厳守し納入するよう業者に指導いたします。</p>	

※ 改善措置状況は、指摘後早期に改善措置を講じ報告すること。